

## (2) 高度処理共同負担事業の創設

### 1. 背景・目的

三大湾等の閉鎖性水域においては、窒素や磷濃度の上昇による富栄養化を原因とする赤潮の発生回数が増加傾向にあるなど、依然として水質改善が進んでいない。このため、水域に流入する窒素や磷の発生源として大きな割合を占める生活系の負荷を軽減するため、下水道の高度処理を推進する必要がある。

### 2. 概要

高度処理を効率的に行うことができる下水道管理者が、他の下水道管理者の実施する高度処理の負荷削減機能を併せて高度処理を行う場合、国が、当該高度処理施設を設置する下水道管理者に、その設置に係る費用の一部を一括して補助することができるものとする。この場合、当該高度処理施設による負荷量削減割合等に基づきそれぞれの下水道管理者が負担する費用にそれぞれの補助率を適用し、その合計額を補助するものとする。

### 3. 事業効果

高度処理に必要な用地の確保が困難な場合や小規模処理施設等で高度処理導入コストが相対的に割高な場合がある等の理由により進んでいない高度処理の普及が、流域全体で効率的かつ計画的に推進される。

